

自治会・町内会は、住民の皆さんに一番身近な自治組織です

自治会・町内会 のご案内

自治会・町内会では
こんな活動をしています！

令和4年4月

地域コミュニティの大切さをみんなで共有するために『福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例』を制定しました。

地域に関心を持ち、地域活動に取り組みましょう。

安全・安心の まちづくり

- 防犯灯の設置・維持管理
- 登下校時の見守り、防犯パトロール
- 防災訓練



きれいで快適な まちづくり

- 清掃活動、花壇づくり
- 資源回収、リサイクルボックスの管理



ふれあいのある まちづくり

- 夏祭り
- 敬老会



情報の提供

- 掲示板やホームページ



【あなたの自治会・町内会】

自治会
町内会

連絡先

地域コミュニティサイト

町内会等の検索はこちら



発行 福岡市

監修 福岡市自治協議会等7区会長会

※会費や活動内容等の詳細は、上記連絡先まで

Q & A

Q

自治会・町内会は、どんな活動をされていますか？
加入した場合、どんなメリットがありますか？

A

防災訓練や、子どもの見守り、住民同士の交流促進を図る夏祭りなど、さまざまな活動が行われています。
災害時などに頼りになるのは、「ご近所とのつながり」です。このような活動を通じて、日ごろから顔の見える関係をつくりましょう。

Q

町内会費（自治会費）は、どのようなことに使われているのですか？

A

皆さんの会費は、防犯灯の設置・管理や清掃活動などに活用されています。
（会費の額や使い方は自治会・町内会ごとに異なりますので、お住いの自治会・町内会にお尋ねください。）

Q

自治会・町内会に入らないといけないのですか？

A

自治会・町内会の活動は、みなさんが気づかないところで、日々の生活の安全・安心や住みやすさを支えています。また、いざという時は、地域での助け合いや、支え合いが必要となります。
福岡市では、令和4年度に条例を制定し、市民の地域活動への理解や参加をお願いしておりますので、ぜひ、お住いの地域の活動を確認いただき、加入についてご検討ください。

Q

長くは住まないのですが？

A

短期間でも、ぜひ、自治会・町内会の活動の意義をご理解いただき、加入や参加をお願いします。

Q

自治会・町内会に加入するためにはどうしたらいいですか？

A

自治会・町内会の役員の方々にお声かけください。ご不明の場合は、各区地域支援課までご相談をお願いします。

— 自治会・町内会加入や活動などについての問い合わせは —

東区役所地域支援課 TEL 645-1041 FAX 645-1042

中央区役所地域支援課 TEL 718-1060 FAX 714-2141

城南区役所地域支援課 TEL 833-4064 FAX 822-2142

西区役所地域支援課 TEL 895-7036 FAX 882-2137

博多区役所地域支援課 TEL 419-1048 FAX 434-0053

南区役所地域支援課 TEL 559-5072 FAX 562-3824

早良区役所地域支援課 TEL 833-4416 FAX 851-2680

市民局コミュニティ推進課 TEL 733-5161 FAX 733-5595